

幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町議会議員の期末手当に関する条例 (昭和32年12月26日 条例第27号)</p> <p>第1条 略 (期末手当の額及び支給日)</p> <p>第2条 略 2 前項の期末手当の額は、基準日現在（議員の職を離れた者については、その離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月1日 100分の150 (2) 12月1日 <u>100分の245</u></p> <p>3 略</p> <p>第3条 略</p>	<p>○幕別町議会議員の期末手当に関する条例 (昭和32年12月26日 条例第27号)</p> <p>第1条 略 (期末手当の額及び支給日)</p> <p>第2条 略 2 前項の期末手当の額は、基準日現在（議員の職を離れた者については、その離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月1日 100分の150 (2) 12月1日 <u>100分の260</u></p> <p>3 略</p> <p>第3条 略</p>

幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町議会議員の期末手当に関する条例 (昭和32年12月26日 条例第27号)</p> <p>第1条 略 (期末手当の額及び支給日)</p> <p>第2条 略 2 前項の期末手当の額は、基準日現在（議員の職を離れた者については、その離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月1日 <u>100分の150</u> (2) 12月1日 <u>100分の260</u></p> <p>3 略</p> <p>第3条 略</p>	<p>○幕別町議会議員の期末手当に関する条例 (昭和32年12月26日 条例第27号)</p> <p>第1条 略 (期末手当の額及び支給日)</p> <p>第2条 略 2 前項の期末手当の額は、基準日現在（議員の職を離れた者については、その離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月1日 <u>100分の157.5</u> (2) 12月1日 <u>100分の252.5</u></p> <p>3 略</p> <p>第3条 略</p>